

参加者募集中 キッズ伝統芸能体験

提供:「キッズ伝統芸能体験」事務局/撮影:武藤奈緒美



●スタンダードプログラム
【練習期間】11月～令和3年3月(稽古14回とリハーサル・発表会)
【対象・定員】小学生～高校生(いずれのコースも4～10人程度)
【コース】▶能楽…謡・仕舞/狂言、▶長唄…三味線/篠笛/小鼓・太鼓、▶三曲…箏曲/尺八、▶日本舞踊

●ユースプログラム
【練習期間】12月～令和3年3月
【対象・定員】中学生・高校生(いずれのコースも8～10人程度)
【コース】▶長唄…三味線、▶三曲…箏曲、▶日本舞踊

……………<以下共通>……………
【練習場】新宿文化センター(新宿6-14-1)、芸能花伝舎(西新宿6-12-30)のほか、コースにより中野区・渋谷区・千代田区・東

村山市・立川市で実施
【発表会会場】能楽は宝生能楽堂(文京区本郷1-5-9)、長唄・三曲・日本舞踊は国立劇場大劇場(千代田区隼町4-1)(いずれも令和3年3月実施)
【費用】各コース15,000円(教材費等。ほかに実費負担あり)
【主催】東京都、アーツカウンシル東京、日本芸能実演家団体協議会
【後援】新宿区
【申込み】9月30日(水)までに所定の申込用紙をファックスで「キッズ伝統芸能体験」事務局 ☎(5909)3060・☎(5909)3061へ。申込用紙は文化観光課(第1分庁舎6階)・特別出張所・区立図書館等で配布しています。同事務局ホームページ(<https://www.geidankyo.or.jp/kids-dento/>)からも申し込みます。応募者多数の場合は抽選。

なるほど! TOKYO2020

東京2020大会をより楽しめる情報をご紹介します。
【問合せ】東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課(第1分庁舎7階) ☎(5273)4220へ。

西新宿小学校のうちわ作り



西新宿小学校の6年生(令和元年度)が東京2020大会への期待や西新宿のまちの伝統をテーマに図案を考え、うちわを作成しました。外国人の来街者にも地域の魅力が伝わるよう、英語の説明も記載しています。
うちわ30,000枚を西新宿エリアの商店街や区の施設、新宿中央公園などで配布し、まち全体で東京2020大会を盛り上げていきます。

新宿区 よしもと ワクワク!スポーツ体験プロジェクト 車いすバスケットボール教室 ～パラスポーツを体験しよう

【日時】10月18日(日)
午後1時～2時45分
(受け付けは午後0時30分から)
【会場】新宿スポーツセンター
(大久保3-5-1)

車いすバスケットボール日本代表の永田裕幸さんから、競技の魅力やパラリンピックの思い出などを伺うトークショーと実技の二部構成です。実技では、競技用車いすの乗り方や車いすに乗りながらボールを扱う方法などをよしもと芸人と一緒に体験します。
【対象】5歳～小学生までのお子さんと保護者、25組50名
【講師・司会等】講師は永田裕幸さん、佐藤太一さん(車いすバスケットボール選手)、齋藤祐介さん(車いすバスケットボール選手)、司会はキクチウツカナイ.さん、ゲストは麒麟・田村裕さん、サバンナ・八木真澄さん、大西ライオンさん(いずれもよしもと芸人)
【申込み】電話かはがき・ファックス(3面記入例

のほかパラスポーツ経験、年齢、学年を記入)で、10月2日(金)午後6時までに吉本興業(株)スポーツ事業部ワクワク!スポーツ体験プロジェクト事務局(〒160-0022新宿5-18-21) ☎(3209)8197・☎(3209)8264へ。同事務局ホームページ(<https://wakuwakuports.yoshimoto.co.jp>)からも申し込みます。応募者多数の場合は抽選。結果は応募者全員に10月6日(火)以降にメールと郵送でお知らせします。定員に空きがある場合は10月6日(火)から電話かファックスで先着順で受け付けます。イベント当日は当選者と保護者以外は入場できません。
【区の担当課】生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係(本庁舎1階) ☎(5273)4358・☎(5273)3590



永田裕幸さん



佐藤太一さん



齋藤祐介さん



キクチウツカナイ.さん



サバンナ・八木さん



麒麟・田村さん



大西ライオンさん

新型コロナに関する子育て世帯・事業者向け経済支援

新型コロナで不安を抱えて出産を迎えた家庭の経済的な負担を軽減します

新生児 子育て応援臨時給付金

区独自の新型コロナに対する経済支援として、4月28日以降に出生したお子さんの保護者に支給します。原則として申請は不要です。
【対象】4月28日～令和3年3月31日にお子さんが生まれ、新宿区に子とともに住民登録がある方(令和2年8月28日以前に転出した方を除く)
※9月18日(金)時点で給付対象となるお子さんがいる方には10月上旬に案内を送ります。9月19日(土)以降に生まれた方には個別に案内します。
【給付額】4月28日～令和3年3月31日に生まれたお子さん1人につき10万円
※支給開始は10月下旬を予定しています。
【問合せ】子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546へ。



新型コロナの影響を受けている
ひとり親家庭(母子・父子)等の方へ
申請期限は令和3年2月26日(金)まで

ひとり親世帯 臨時特別給付金

【対象・給付金額】
◎基本給付(1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円)
以下のいずれかに該当する方
▶①新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方
▶②5月31日時点で児童扶養手当の受給資格はあるが、公的年金給付等を受けていることにより、手当の支給対象とならなかった方(前年度所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る)
▶③令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方(申請不要。対象者には既に8月14日に支給済み)
◎追加給付(1世帯50,000円)
上記②③のうち、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方
【申請方法】令和3年2月26日(金)までに戸籍謄本、家計の状況に関する書類等の必要書類を郵送(必着)または直接、子ども家庭課育成支援係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)4558へ。要件等詳しくは、お問い合わせください。申請書等は新宿区ホームページから取り出せます。

中小企業者・個人事業主の方へ 新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金

区内店舗等施設で従業員等に5人以上の新型コロナ感染者が発生した場合に、区からの要請に応じて連続10日以上営業自粛を行った事業者等に休業協力金を交付します。
【対象者】区内に店舗等施設がある中小企業者、個人事業主
【交付額】店舗等施設1事案につき50万円
【対象期間】令和3年3月31日(水)まで
【申請方法】従業員等に5人以上の感染者が発生した事業者に対し区から休業要請します。要請に応じていただける場合は、区から申請書をお送りします。
【問合せ】▶休業協力金について…産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701、▶従業員等の感染について…保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3859へ。